

むつ市農業委員会総会会議録

第 7 3 3 回総会
平成 2 8 年 5 月 1 1 日

むつ市農業委員会

むつ市農業委員会第733回総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月11日（水）午前10時50分から午前11時30分
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室 A
3. 出席委員（27名）

議 席	役 職 名	氏 名
2	農 業 委 員	青 木 明
3	〃	杉 山 重 一
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
6	〃	畑 中 光 政
7	〃	蛭 名 修 一
8	〃	柏 谷 均
9	会 長	立 花 順 一
10	農 業 委 員	鴨 田 輝 雄
11	〃	菅 原 靖 博
12	〃	工 藤 輝 雄
13	〃	村 口 鉄 雄
14	〃	野 里 岩 雄
15	〃	嶋 影 秀 子
16	〃	向 川 則 勝
17	〃	林 忠 久
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	柳 澤 都 市 秋
21	〃	藤 澤 伊 三 郎
22	〃	村 口 利 光
24	〃	本 山 日 満 夫
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	中 嶋 寿 樹
27	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
28	農 業 委 員	板 井 弘 已
29	〃	立 花 幸 雄
30	〃	水 戸 隆 璽

4. 欠席委員（3名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
2 0	〃	福 永 忠 雄
2 3	〃	杉 山 武 美

5. 議事の概要

日 程 第 1 会議録署名委員の指名
日 程 第 2 会期の決定
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について
議案第 3 号 非農地証明交付申請について
報 告 事 項 農地の転用事実に関する照会について
その他

6. 会議に従事した職氏名

局 長 工 藤 初 男
次 長 寺 島 誠
主任主査 対 馬 亮 子
主 事 種 市 大 輝

7. 会議録署名委員

2 2 番 村 口 利 光 2 4 番 本 山 日満夫

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対 馬 亮 子

9. 会 議 の 概 要

議長	ただいまから、むつ市農業委員会第733回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中27名で定足数に達しております。 本日、1番北川委員、20番福永委員、23番杉山武美委員より、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、22番村口利光委員、24番本山委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。 それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について4件を、議題に供します。 審議にあたり、受付第2号は水戸委員が議事参与の制限に該当します。先に受付第2号を審議いたしますので、30番 水戸委員、農業委員会会議規則第13条の2の規定により退席を求めます。 (水戸委員退席後) 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、4件の内、受付第2号について説明いたします。 受付第2号、申請地は川内町袈川214番地2、面積9,257㎡の内2,400㎡であります。 申請地は、貸付人世帯が耕作してきたものであります。借受後はぶどうの栽培地として利用するものであります。 調査については、4月25日鴨田委員、村口鉄雄委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
鴨田委員	受付第2号は現在、ワイン用ぶどうが作付けされており、事務局の説明どおり、許可相当であると考えます。

議長	受付第 2 号について、質疑を許します。質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、受付第 2 号は原案のとおり承認いたしました。 水戸委員の入場を許可します。 (水戸委員入場後)
事務局	受付第 1 号、第 3 号及び第 4 号について審議いたします。 事務局より説明願います。 受付第 1 号、第 3 号及び第 4 号を続けて説明いたします。 受付第 1 号、申請地は川内町袈川 1 8 3、面積 5, 2 9 3 m ² 、受付第 3 号、申請地は川内町袈川 1 6 6 他 2 筆、面積合計 4 5, 1 2 1 m ² であります。 申請地は、貸付人世帯が耕作してきたものであります。借受後はぶどうの栽培地として利用するものであります。 調査については、4 月 2 5 日鴨田委員、村口鉄雄委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 受付第 4 号、申請地は松原町 2 2 番 1、地目は畑、面積 2 3, 4 0 0 m ² 、親子間の贈与による所有権移転であります。 申請地は、譲渡人、譲受人世帯が耕作してきたものであります。譲受後も継続して畑及び牧草の栽培地として利用するものであります。 調査については、4 月 2 6 日菅原委員、北川委員、工藤委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
鴨田委員	受付第 1 号は現在、ぶどう畑で、受付第 3 号は牧草地になっております。事務局の説明どおり、許可相当であると考えます。
菅原委員	受付第 4 号ですが、現地を確認しましたが、事務局の説明どおり、親子で耕作してきた農地を子供に贈与とのことで、特に問題はないと思われます。
議長	受付第 1 号、第 3 号及び第 4 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)

議長	質疑がありませんので、受付第 1 号、第 3 号及び第 4 号は原案のとおり承認いたしました。 議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について 1 件を、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事務局	議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について、ご説明いたします。 申請地は、大字奥内字大室平 3 1 番 4、面積 3 6 5 m²であります。 申請に至った理由としては、現住居を農業用倉庫にするにあたり、新たな住居が必要で、代替地を検討したが、農作業上ほかに適当な場所がなく、やむを得ず転用する事になったとのことです。 調査については、4 月 2 5 日坂本委員、北川委員、工藤委員、事務局により許可申請による調査をした結果、申請内容については、建ぺい率等特に問題はなく、不許可要件には該当せず、許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
坂本委員	議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項について補足します。事務局の説明とおりですが、現住居は、開拓時代に申請者の親が新築し、かなり家の中の老朽化が激しいため新築するに至ったとのことです。建ぺい率、立地ともに許可相当であると考えます。
議長	議案第 2 号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 議案第 3 号、非農地証明交付申請について 1 件を、議題に供します。 事務局より、説明願います。
事務局	議案第 3 号、非農地証明交付申請について、ご説明いたします。 申請地は、川守町 5 4 0 番、地目は畑、面積 1 6 8 m²であります。 調査については、4 月 2 5 日北川委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より住宅が建築されているため、非農地相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありま

したらお願いいたします。

工藤委員

議案第3号について、事務局の説明どおり、相当年数以前から家屋が建っているため、非農地であると見込まれます。

議長

議案第3号について、質疑を許します。
質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

質疑がありませんので、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、農地の転用事実に関する照会について6件、報告事項があります。

事務局より、説明願います。

事務局

報告第1号から第6号、農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

報告第1号、申請地 大字田名部字道向4番2他2筆、地目は畑、面積合計991㎡、調査につきましては、4月13日、杉山重一委員、工藤委員、事務局で調査した結果、農地として復元困難で、復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

報告第2号、申請地 大字田名部字赤川ノ内並木14番673、地目は田、面積1,052㎡、調査につきましては、4月13日杉山重一委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第3号、申請地 昭和町77番1、地目は畑、面積583㎡、調査につきましては、4月13日杉山重一委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として復元困難で、復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

報告第4号、申請地 大畑町谷地道94番、地目は畑、面積871㎡、調査につきましては、4月20日、畑中重宏委員、畑中光政委員、柏谷委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第5号、申請地 松原町22番4他3筆、地目は畑、面積合計3,449㎡、調査につきましては、4月25日、北川委員、工藤委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため非農地と回答いたしました。

報告第6号、申請地 大字田名部字三本松12番、地目は畑、面積604㎡、調査につきましては、4月25日北川委員、工藤委員、事務局

で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として復元困難で、復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これもちまして、むつ市農業委員会第733回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員

村 口 利 光

会議録署名委員

本 山 日満夫